

# 請 書

収入印

- 1 修 繕 名
- 2 修 繕 場 所
- 3 請 負 金 額      ¥                      (うち消費税及び地方消費税の額¥                      )
- 4 完 成 期 限      令和      年      月      日
- 5 検査職員の検査時期      完成届を提出した日から10日以内の日
- 6 請負代金の支払時期      適法な支払請求書を提出した日から30日以内の日

上記の修繕請負をお請けするについては、次の事項を確実に守ります。

- (1) 完成期限を厳守すること。
- (2) 修繕の施行については、すべて協会の監督職員の指導監督に従うこと。
- (3) 修繕に使用する材料は、使用前に、協会の監督職員の検査を受けること。
- (4) 水中又は地下に埋設する修繕その他完成後外面から明視することができない修繕は、特に協会の監督職員の立合いのうえ、施行すること。
- (5) 修繕の施行が設計書、図面又は仕様書に適合しない場合において、協会の監督職員がその改造を請求したときは、これに従うこと。この場合において、請負金額を増し、又は完成期限を延長しないこと。
- (6) 請負人の責めに帰すべき事由により完成期限までに修繕が完成しないときは、完成することができない部分の額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を計算した額の損害金を納めること。
- (7) 修繕が完成したときは、完成届を提出し、協会の検査職員の検査を受け、修繕目的物の引渡しをすること。
- (8) 前項の検査によって図面又は仕様書に適合しない箇所がある場合は、指定の期限までに補修し若しくは改造し、その期限を経過したときは、第6項の例によつて損害金を納めること。
- (9) 修繕目的物の引渡し前に生じた損害はすべて請負人において負担すること。

令和      年      月      日

(請負人) 住 所.....

氏 名.....⑩

公益財団法人岡崎市学校給食協会理事長